

<b>議 事 録</b>	
会議の名称	平成 30 年 愛 荘 町 教 育 委 員 会 第 5 回 定 例 会
開催日時	平成 30 年 6 月 7 日 (木) 午 後 4 時 00 分
開催場所	秦 荘 庁 舎 2 階 大 会 議 室
出席者	<p>【教育委員】 4 名 植田建次、松浦延代、中村由香里、八島琢磨</p> <p>【事務局】 8 名            教育管理部長 中村治史                      教育振興課主監 田中幹雄            教育振興課長 北川寛                         生涯学習課長 藤居祐司            歴史文化博物館長 大友暢                 給食センター所長 本田康仁            図書館長 茶谷えりか                       教育振興課係長 増居志穂</p>
議事日程	<p>日程第 1 議案第 25 号 平成 30 年度学校・園経営方針について</p> <p>日程第 2 議案第 26 号 愛 荘 町 学 校 給 食 費 負 担 金 徴 収 扱 要 綱 に つ い て</p> <p>日程第 3 議案第 27 号 愛 荘 町 ま ち じ ゅ う ラ イ ブ ラ リ ー 認 定 要 綱 に つ い て</p> <p>日程第 4 議案第 28 号 愛 荘 町 特 別 支 援 教 育 就 学 奨 励 費 給 付 要 綱 の 一 部 を 改 正 す る 要 綱 に つ い て</p> <p>日程第 5 議案第 29 号 愛 荘 町 子 ど も の た め の 教 育 に 関 す る 施 設 利 用 者 負 担 額 徴 収 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 に つ い て</p> <p>日程第 6 承認第 11 号 愛 荘 町 給 食 費 等 納 入 事 務 検 討 委 員 会 設 置 要 綱 の 専 決 処 分 に つ き 承 認 を 求 め る こ と に つ い て</p> <p>日程第 7 承認第 12 号 区 域 外 就 学 の 専 決 処 分 に つ き 承 認 を 求 め る こ と に つ い て</p> <p>日程第 8 承認第 13 号 学 区 外 就 学 の 専 決 処 分 に つ き 承 認 を 求 め る こ と に つ い て</p> <p>日程第 9 承認第 14 号 要 保 護 お よ び 準 要 保 護 児 童 生 徒 の 認 定 の 専 決 処 分 に つ き 承 認 を 求 め る こ と に つ い て</p>
議事録作成者	教育振興課 増居 志穂
中村部長	<p>午後 4 時 00 分開会</p> <p>あいさつ、報告（以下、要旨） ・ 秦 荘 西 小 学 校 事 務 職 員 給 食 費 横 領 の お 詫 び</p> <p>それでは職務代理人、ごあいさつをお願いします。</p>
植田職務代理人	<p>こんにちは。愛 荘 町 教 育 委 員 会 第 5 回 定 例 会 と い う こ と で、延 期 に な っ て お り ま し た も の を 本 日 開 か せ て い た だ き ま し た と ころ、ご 出 席 い た だ き あり が と う ご ざ い ま す。い ま 部 長 か ら も 説 明 が あり ま し た よ う に、不 祥 事 が 発 覚 し た と い う こ と で、教 育 委 員 会 の 中 で も 非 常 に ご 苦 労 を い た だ い て お り ま す。幸 い、当 該 校 の 子 ど も た ち へ の 大 き な 影 響 や 動 揺 も な</p>

<p>中村部長</p>	<p>く、進んでいるということで安心しています。また先日の保護者説明会においても、概ね学校を支えていくという発言で終始したということを知っており、安堵しているところです。今後、子どもたちの教育面で保護者及び子ども達の信頼を勝ち取っていくしか方法はないのだろうと想っておりますので、教育委員会としてもそのことに全力を注いでいきたいと思っております。さて、協議事項の中で、25日の総合教育会議等のことについてお諮りをさせていただきたいと思っております。そのことも含めて議事がたくさんありますが、本日はよろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございます。引き続き、司会進行の方、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>植田職務代理者</p>	<p>それではただいまの出席委員は4名ということで定数に達しております。よって平成30年愛荘町教育委員会第5回定例会は成立いたしましたのでただいまより開会いたします。</p> <p>最初に議事録の承認です。愛荘町教育委員会議時運営に関する規則第9条において、議事録に記載した事項に関して、委員中に異議があるときは、これを会議に諮って決定するとされています。平成30年第3回定例会、第1回臨時会、第4回定例会の議事録について、事務局からあらかじめ配布され、確認していただいていると思いますが、それぞれの議事録についてご異議はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>植田職務代理者</p>	<p>それでは異議なしということで平成30年第3回定例会、第1回臨時会、第4回定例会の議事録は承認いただきました。後ほど委員の皆さんにはご署名をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の平成30年第5回定例会の議事録署名も全員で行いますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>日程第1「議案第25号 平成30年度学校・園経営方針について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>中村部長</p>	<p style="text-align: center;">—議案第25号を説明—</p>
<p>植田職務代理者</p>	<p>ただいま「議案第25号 平成30年度学校・園経営方針について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。</p> <p>一度お読みいただいて25日の学校訪問ならびに愛知川地区は秋の学校</p>

	訪問で説明等という扱いになりますがそれでよろしいでしょうか。
八島委員	これは毎年学校や幼稚園が作って、どこへ提出するのですか。町と県へ提出ですか。
田中主監	そうです。
松浦委員	1 ページ目で前年度と何か変わったところがありますか。
中村部長	志の教育ということで、軸の部分であるため、この分については変わっていません。昨夜も人権教育推進協議会の総会があり、愛知川東小の徳田校長が志の教育のもとで学校経営を行なっているという講演をされたところです。志の教育そのものを愛荘町教育委員会が教育の柱としておりますのでその分での改正というのはありません。
植田職務代理者	その他よろしいでしょうか。部長からの提案があったような形で今年度は扱わせていただくということでよろしいですか。 それでは質疑がないようですので起案第 25 号を採決いたします。本案を原案通りに可決することに異議はありませんか？
各委員	異議なし
植田職務代理者	それでは異議なしと認めます。よって議案第 25 号は原案通り可決されました。 続きまして日程第 2 「議案第 26 号 愛荘町学校給食費負担金徴収取扱要綱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
中村部長	—議案第 26 号を説明—
植田職務代理者	ただいま「議案第 26 号 愛荘町学校給食費負担金徴収取扱要綱について」の説明がありました。ご質問等ありましたらお願いします。
八島委員	この要綱の改廃は誰ができるのですか。
中村部長	教育委員会に上程し、教育委員会の議決を得て、改廃を行なう形になります。
八島委員	第 10 条に「この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な

	<p>事項は、教育長が別に定める。」としか書かれていないのですが、この要綱の改廃は教育委員会で決めるのですか。</p>
中村部長	<p>他の条例、規則、要綱と同じ扱いで、例えば、給食費の金額を上げるのであれば、教育委員会に上程し、改正を行なうという形になります。いままでそれがありませんでしたので、逆に言えばしっかりとした説明ができていなかった、という事務上の手続きとしてはいかがなものかということでございましたので要綱の改廃、一部改正につきましては委員会で提案をする形になります。</p>
八島委員	<p>それはどこに書いてあるのですか。</p>
中村部長	<p>愛荘町教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則というのがあるのですが、そこに規則、要綱の制定改廃については教育委員会で審議するという形になっております。</p> <p>基本的には勝手に事務者レベルでは変えられないようになっております。例えば条例は必ず議会での議決が必要ですし、教育委員会条例ですと、先の文化財保護条例がそうだったのですが、先に教育委員会で上程して議決をいただき、その上で、町長の方に条例改正の申し出をさせていただいて議会議決となっております。今回は要綱で教育委員会訓令という形になってきますので教育委員会での審議を経て制定するという形になります。</p>
八島委員	<p>一昨年、給食費を値上げされましたが、給食センターの方の委員会でまず審議をして教育委員会に出され、教育委員会で承認したら、その中身が要綱の変更になるということになるんですか。</p>
中村部長	<p>給食費は2年前に値上げしておりますのでしばらくは変わらないと思いますが、いずれ金額改定の際にはこの要綱の一部改正をお願いする形になります。ただ、これまで教職員の徴収根拠がなかったもので、これを今回入れており、また、例えば今度、学校訪問の際に、我々も学校給食をいただくわけですが、その分の単価1食あたりの単価というのは一番最後の教育長が定めるという部分で運用させていただいております。</p>
八島委員	<p>罰則はないのですか。</p>
中村部長	<p>要綱で罰則というのはなかなかないです。条例の場合、上位法で罰則を設けることができるという部分があれば、それが根拠になります。やみ</p>

	<p>くもに条例・規則で罰則というのはなかなか出来ないことです。給食費を滞納している家庭があるという意味でおっしゃっていると思うのですが、給食費を払わないので給食を食べさせないというのはなかなかできないことです。実際それをやっている市町もあるのですが、やはり教育的配慮を行うという面もあります。そもそも保護者の方々にご負担をいただくべきものであり、子どもは悪くありませんので。</p>
八島委員	<p>「滞納整理を行なう」という表現も難しい言い方ですね。教えていただきたいのですが、(教育長に委任する規則の) 8号で、規則と規程と書いていますが、要綱というのはどれに当たるのですか。</p>
中村部長	<p>規程に該当します。</p>
植田職務代理者	<p>よろしいでしょうか。 それでは質疑がないようですので起案第 26 号を採決いたします。本案を原案通りに可決することに異議はありませんか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
植田職務代理者	<p>それでは異議なしと認めます。よって議案第 26 号は原案通り可決されました。 続きまして日程第 3 「議案第 27 号 愛荘町まちじゅうライブラリー認定要綱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
中村部長	<p>—議案第 27 号を説明—</p>
植田職務代理者	<p>ただいま「議案第 27 号 愛荘町まちじゅうライブラリー認定要綱について」の説明がありました。ご質問等ありましたらお願いします。</p>
八島委員	<p>これは企業とかはないのですか。</p>
茶谷館長	<p>やっていただけるのならばありがたいです。</p>
八島委員	<p>そういうところにお話を持って行かないと向こうは知らないですよ。例えばアモールや湖東三山館とか。湖東三山館は観光協会だからやりやすいかもしれないですね。企業はスペースの問題もありますが・・・。 そういうところに置いていただいて、常時いつでも見ていただき、町内</p>

	<p>どこでも本を読めるところがありますよということにしたいわけですよ。</p>
植田職務代理者	<p>私が知っているのでは、何十年も前からお寺でそういう事業をされていきました。ところが事業が継続しなくて廃止されていったという経緯もありますので、どのように支えていけるのかということが一番大事だろうと思います。だからこれで「認定しました、はいどうぞ。」というのでは、なく、細かな配慮や手立ても考えていただければと思っております。</p>
中村部長	<p>職務代理者もおっしゃっているとおりであります。今回は新たな取り組みということで基準を定めるわけです。ご指摘いただいた通り、基準を定めたからといって独り立ちできるわけではありません。当町はまちじゅう読書の町宣言もしておりますし、その部分については図書館協議会にも報告し、本に親しむ町民の皆さんをもっと増やすという究極の目標がありますので、しっかりと取り組みをさせていただきたいと思っております。</p>
植田職務代理者	<p>今までまちじゅう読書と言っても具体的な手立てがなかった部分もあります。成功するかしないかは別として、取組としては主旨に沿ったものであると思いますので、子ども会の取組などとも連携しながら取り組んでいただければいいと思います。非常に具体的にこまめにしないといけない取組でもありますので、これができれば愛荘町の読書に対する思いがかなり変わってくると思いますので期待をしているところであります。</p> <p>それではその他はよろしいでしょうか。</p> <p>質疑がないようですので起案第 27 号を採決いたします。本案を原案通りに可決することに異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
植田職務代理者	<p>それでは異議なしと認めます。よって議案第 27 号は原案通り可決されました。</p> <p>続きまして日程第 4 「議案第 28 号 愛荘町特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部を改正する要綱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
中村部長	<p>—議案第 28 号を説明—</p>
植田職務代理者	<p>ただいま「議案第 28 号 愛荘町特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部</p>

	を改正する要綱について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。
八島委員	12 ページの現行と改正後の修学旅行費は支給額が増えるのですか、減るのですか。
北川課長	今まで限度額がなかったのですが、準要保護は限度額がありまして、それにあわせて限度額を設けるといことです。国もこういった形の限度額を設けておられます。
八島委員	今までは 1/2 負担ですよ。実所要額の 1/2 と書いてあるのが、今度は 1/2 で、小学校だったら 10,590 円が上限ということですよ。今まではもっと負担していたのかどうかを知りたい。1 万円よりも多く負担していたのか少なく負担していたのかで、保護者の方の負担が増えるかどうか知りたい。
植田職務代理者	給付を抑える方向に動いているのか、みなさんに実所要額よりも十分に保障しようというようになっているのかですね。
八島委員	それ以外の項目は給付限度額が増えているから修学旅行も増えるのだと思いますが、修学旅行は実際そんなに少ないのかなと思ったので。旅行に行くのにもっとお金はかかっているのではないかと思います。保護者の負担が増えるような気がするので、そこを質問しています。
植田職務代理者	先ほどの説明では小学校 29 名、中学校 17 名ということです。昨年、5～6 件ほど辞退されている保護者もおられましたね。辞退というのも一つの選択ですが、できるだけみなさんが受給していただく方がいいと思います。これは、自ら辞退されているのか、所得制限があつて辞退されているのかどちらでしょうか。所得制限はありましたか。
中村部長	制度上、所得制限はあります。
八島委員	今でも中学校の授業でスキーはあるのですか。
増居係長	中学校はありません。
八島委員	中学校に体育実技用具等でスキー等とありますね。

増居係長	国の要綱にあわせています。愛荘町は中学校でスキーの授業はないので、支給することはありません。
八島委員	わかりました。
北川課長	先ほどのご質問にお答えします。昨年度は限度額が設けられていなかったのですが、愛知中学校において昨年は1/2を超える額で払われていました。
植田職務代理者	28,335円以上払われていたということですね。ある意味では抑えられたということですね。
北川課長	今回の改正で抑えられることになります。小学校については限度額を超えてはいませんでした。
八島委員	例えば去年まで3万円払っていたけど、今度は半額で3万かかったとしても町は28,000円しか払ってくれないということですよ。ということは、他の項目は全部町が負担する額が増えたのに、修学旅行費だけは減るのですよね。だから、旅行の行き先等を考えるときにこの金額を超えないように考えないと保護者の負担が増えるということですよ。国の数字にあわせているのですが、なぜここだけ逆行するのかなと思いますね。
植田職務代理者	他は増えているという状況ですが、その項目だけが意図と若干違う部分に出てきているのですよ。国の規定を愛荘町も踏襲するということがよろしいでしょうか。
松浦委員	この中の拡大教材費とはなんのことを指しているのでしょうか。
中村部長	特別支援学級ですので目に障害のある生徒さんのための教材です。現在愛荘町に弱視学級はないのですが、メニューとして国の要綱に合わせる形で計上しています。
植田職務代理者	弱視学級のある市町もあるので、今後対象の子が出てくる場合もありますね。 他はよろしいでしょうか。

—意見、質疑なし—



植田職務代理者	それでは質疑がないようですのでこれより議案第 28 号について採決いたします。本案は原案通りに可決することに異議はありませんか？
各委員	異議なし。
植田職務代理者	異議なしと認めます。よって議案第 28 号は原案通り可決されました。続きまして日程第 5「議案第 29 号 愛荘町子どものための教育に関する施設利用者負担額徴収規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
中村部長	—議案第 29 号を説明—
植田職務代理者	ただいま「議案第 29 号 愛荘町子どものための教育に関する施設利用者負担額徴収規則の一部を改正する規則について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。
植田職務代理者	864,000 円町が持ち出しをするということですね。
中村部長	そうです。歳入予算を減額補正する必要があります。これは事務委任で子ども支援課に事務をお願いしています。最終的には 12 月議会または 3 月議会で 864,000 円の減額となる予定です。
植田職務代理者	現在は徴収していてそれを還付するという形になるのですか。まだ徴収されてないのですか。
増居係長	次の月で精算していきます。
中村部長	相殺をさせていきながらという形になりますね。
植田職務代理者	他に質問等はよろしいでしょうか。
	—意見、質疑なし—
植田職務代理者	それでは質疑がないようですのでこれより議案第 29 号について採決いたします。本案は原案通りに可決することに異議はありませんか？
各委員	異議なし。

植田職務代理者	異議なしと認めます。よって議案第 29 号は原案通り可決されました。続きまして日程第 6「承認第 11 号 愛荘町給食費等納入事務検討委員会設置要綱の専決処分につき承認を求めることについて」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
中村部長	—承認第 11 号を説明—
植田職務代理者	ただいま「承認第 11 号 愛荘町給食費等納入事務検討委員会設置要綱の専決処分につき承認を求めることについて」の説明がありました。ご質問等ございませんか。
八島委員	これは委員会を作ったということですか。
中村部長	はい。作りました。地方自治法の規定で、要綱を作る時には、要綱を委員会にかけないといけませんよね。ところがこの間の事案の関係で、マニュアルを早急に作成する必要があるということで、地方自治法の規定において、教育長職務代理者の専決処分により、新たに作ってその承認を今回お願いする形です。要綱を作ったことに対する議案審議というでご理解いただけたらと思います。
八島委員	この委員会が何をやるかというのはまた別ですか。
中村部長	委員会はいまの給食費の納入事務マニュアルをきちんと整備するために関係者で協議をしたということです。
八島委員	あとから質問しようと思ったのですが、期限はないのですか。
中村部長	絶えず見直しをする必要がありますので、期限はありません。
八島委員	そういうための委員会ですか。
中村部長	町のホームページにもあげる予定をしています。あれだけ大きな問題が起きましたので、町として事務改善を行なうために、この要綱のもとで絶えず見直しをするという主旨で制定しております。
八島委員	事務検討委員会という、事務の効率化を図るためにずっと続くという委員会を作られたということはわかりました。それと、今回の事案に対し

<p>中村部長</p>	<p>てはどうするのかというのはいつ頃出てくるのでしょうか。</p> <p>すでに出来ています。5月29日付けです。5月24日の夕方に警察に告訴状を届けております。内部で点検する委員会を早急に立ち上げて整備する必要があるということで24日に制定して5月28日に委員会を開催し、そこでマニュアルを作成しております。29日付けで給食費の納入事務マニュアルを動かしているところであります。</p>
<p>植田職務代理者</p>	<p>今回の事案に対する対応と今後の納入のより良い実務化ということでの委員会設定だと思います。</p> <p>他によろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">—意見、質疑なし—</p>
<p>植田職務代理者</p>	<p>それでは質疑がないようですのでこれより承認第11号について採決いたします。本案は原案通りに可決することに異議はありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>植田職務代理者</p>	<p>異議なしと認めます。よって承認第11号は原案通り可決されました。続いての議題に入る前に承認第12号、承認第13号及び承認第14号は個人情報に関わる議題となっております。愛荘町教育委員会議事運営に関する規則第5条の規定により「人事に関する事件、その他の事件について出席委員の3分の2以上の多数で議決したときはこれを公開としないことができる。」となっております。この議案については公開をしないということによろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>植田職務代理者</p>	<p>それでは異議なしと認めます。よって承認第12号、承認第13号及び承認第14号は非公開といたしますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>●上記の決定により、「承認第12号 区域外就学の専決処分につき承認を求めることについて」、「承認第13号 学区外就学の専決処分につき承認を求めることについて」、「承認第14号 要保護および準要保護児童生徒の認定の専決処分につき承認を求めることについて」は非公開とする。</p>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 前回の要保護および準要保護児童生徒の認定についての補足説明（北川課長より）</li><li>・ 議案書の修正削除。</li></ul> <p>以上で平成 30 年第 5 回定例会の案件はすべて終了しました。</p> <p>午後 5 時 09 分閉会</p>
--	--